

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 特許出願の手数料、商標登録出願の手数料等の引き下げを行うこと。

1 特許法関係手数料のうち、特許出願（特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願を含む。）をする者、同法第八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者及び同法第八十四条の二十第一項の規定により申出をする者が納付すべき手数料の額を引き下げること。

2 商標法関係手数料のうち、商標登録出願をする者、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存置期間の更新登録の出願をする者及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第一項の規定により重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願をする者が納付すべき手数料の額を引き下げること。

第二 この政令の施行期日について定めること。